

(第一類 第十一号)(附屬の八)

第十三回国会衆議院

韶〔十七年五月〕十日(金留田)

午前十時三十七分開議

西周

卷之三

理事高木吉之助

新編中林幸元

重編後漢書

委員長  
岡村

卷之三

卷之三

江崎一治

出席政府委員

通商產業政策

官機械局

通輔政務司

卷之三

通商產業專題

通商産業事

卷之三

卷之三

卷之三

航空法案(内閣提出第一七九号)

○岡村委員長 これより通商産業委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

航空法案及び航空機製造法案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑の通

○玉置(信)委員 私は通産大臣代理本間政務次官にお伺いいたします。私も航空法案を審議する際に、所管大臣であります村上運輸大臣、また政府委員であります航空庁長官に、航空法案第三十七條の航空路の指定に関する質問いたしました際に、現在まだどういう航空路を指定するかということをきまつてない、こういうような詰めありました。そこで、航空路が指定されないで、ある期間推移するということになりますと、法律上は航空機事業が始まりますても、実際の業務にはとりかかれないのでやないか、かよな考え方を持つのであります。そこでこの航空機製造法の附則の項におきまして「この法律は、公布の日から施行する。但し、第三章及び第四章の規定は、昭和二十七年九月一日から、第八條第四項及び第十三條の規定は、昭和二十七年十一月一日から施行する。」こういうことになつておりますので、一方において航空事業の開始の見通しがつかない先に、この製造事業を始めて、並行してはたしてやれるかどうかかということをまず先にお伺いしてみたいと思います。

リコピターでありますとか、あるいは部品の製造でありますとか、そういう方面から飛行機の事業に入つて参りましたいというような機運も非常に濃厚でござりまするので、ぜひとも制度の上で早く確立をしておきたい、こういう考え方を私どもは持つておるわけであります。御指摘になりましたよう附則におきまして、原則といたしましては公布の日から施行するわけでございますが、技術上の基準を決定いたしまするにも、やはりこれはたび／＼かわるようなことであつても業界が迷惑するわけでありますから、できるだけこの際コンスタンタンなものを出したたいというふうに考えておるわけであります。この法案が通過いたしましてからでも、やはり相当の準備がいるというふうに考えまして、それ／＼公布の日からにいたしておりますが、検査関係は九月一日から、引渡しの制限は十一月というふうにいたしておりますのであります。これが出发をいたしましてもこの程度の準備はでうしてもかかるのではないかというような考え方から、こういうふうにいたしたわけであります。

白な期間ができないとも限らないと私は思いますが、そうしたことは業者の立場からしてあつて、政府としては法律を出した以上は企業の面において空白を生じ、採算上成り立つ、成り立たないと、いうことは一度外視してただ法律を適用せば、その法律を施行してその額で政府は行政監督を行えばいいというようなことになりはすまいかと思うのであります。が、この点に対する御所見はいかがでありますか。

いては、ただいまの政務次官の御答弁の趣旨は、まつたくその通りであるううござります。思ひまするが、いろいろの企業をながめまして、時の時勢にふさわしいようないに、先物買いというのは当らないかも知れませんが、とにかく将来の企業の見通しと、そういうものをしてまして、ここにこうした将来性のある事業が始まろうとすれば、企業家はそれを見越していろいろな企業計画をすることは、私ども商業に携わつておるものとしてよく理解できるところであるわけであります。しかしあんぐ委員会で論議をされておりますように、本航空事業の一環としての製造事業といたしましても、高度の安全性を主眼とした仕事であります以上、一方においての航空法に基く航空事業の見通しがはつきりつかないうちに、こうした仕事をどんどんやる、また政府としてもこれを推進して行くということにつきましては、私はこの事業の安全性、堅実性の建前からいたしますと、少しあせり過ぎたような法案の出し方ではないかと考えるのであります。そこで政務次官にお伺いする前に、運輸大臣が来ておりませんようですから、航空厅長官に重ねてお伺ひいたしますが、航空法第三十七條によるところの航空路指定の将來の見通しは一体いつごろになるのか、單に私はこれはほんの質問の便宜上本條だけを引例したのでありますて、総括するといろ／＼これに付隨して、幾多の未決定の問題がそこに現われて来ると思ふのであります、とりあ





遼であります。そこは見解の相  
と、きわめて信念的なお考えであるの  
で、政務次官のお答えはお答えとして  
一応了承いたします。それはしばら  
く、政務次官の御答弁を承る  
としてこの法案を審査し、通過させた後  
における将来における問題として心配  
し、また非常な責任を痛感するわけで  
あります。この二元的な行政機構改  
革によつて、将来いろいろな事故が発  
生した場合に、一体いずれの方面にそ  
の責任があるか。これを一元的に行つ  
ていればこうした過ちがなかつたじや  
ないかということが、かりに起つたと  
すれば、私ども今日の段階において、  
国会で審議をするわれら議員の職責  
として将来の責任を非常に痛感いたし  
ておりますがゆえに、今日まで慎重の  
上にも慎重を期してこの法案の審議に  
当つておることを、本間政務次官にと  
くと御了承を願いたいと思うわけであ  
ります。この二元的な行政面において、  
て、将来必ず運輸大臣、通産大臣の責  
任の分野、あるいは行政事務に當る未  
端の役人たちの面においても、責任転  
嫁の問題が起りはせぬかということ  
を、私は非常に憂えるわけであります  
。こうした点から私は先ほど来強く  
申し上げておるのであります。この一  
両日前にもそういう事故が発生いたし  
ました。これはアメリカ機であります  
が、民家にぶつかって代将が死亡して  
おるということもありますので、こう  
したようなこと、あるいはもく星号の  
遭難の慘事等をいろいろと分析して考  
慮してみると、とにかく、どうしても  
こうした事業は一元的にして責任の分  
野を明らかにして行政の上に運算なか  
らしめていただきたいと思うのであり

○大庭政府委員 お答えいたします。四月二十六日の閣議の決定によりますと、素材、部品にまで及んで検査さるわけでありまして、過日大臣が御審明申しましたのは、單なる一つの例を取上げて申しした範囲だと存じておりますので、当然部品、素材につきましては、その生産過程におきましては一項、四項が実施されることになると田中さんです。

○加藤（篠）委員 閲議裁定が部品に及ぶといふ御説明でございますが、それではその点はどの條項を適用になりますか。

○大庭政府委員 当然三項、四項であります。

○加藤（篠）委員 航空法案の第十條三項、四項ということになりますが、この六項にうたわれておりまする航空機の製造過程とは、当該航空機の製造工場における製造過程というふうになつております。「当該航空機」というふうに明らかに個々の航空機あるといふ意味の言葉が使われてゐるわけであります。個々の航空機の製造という意味は、はたしてその航空機構成する部品あるいはその他の部品類するものとは明らかに区別できると思うわけであります。個々の航空機の製造というふうに解釈になりますか。

○大庭政府委員 お答えいたします。本例につきましては、「航空機の製造を行ふ工場の従業者であつて政令で定めるもの又は通商産業大臣が運輸省に協議して指定する通商産業省の職員に行わせるものとする。」ということでありまして、この工場がどの工場であるかということにつきましては、そな工場であればその工場、また素材工場であればその工場、というように当つ行くわけであります。

○加藤（篠）委員 先ほど閲議裁定が品にまで及ぶといふ御説明でしたが、私はその簡単な説明だけではわから

御承知のように四項に従つて来る。しかしその末項にありますように、検査担当官は規則、検査標準等は運輸、通産共同の省令において厳密に詳細規定する。その範囲で注文をつくり、その範囲において実施する考え方でいるわけあります。さよう御承知を願います。

○加藤(鶴)委員 安全性の検査が部品にまで及ぶという考え方では、われくはどうもわからないのであります。素材と部品と区別されて素材までは安全性の検査をしないが、部品はするということござります。今日部品といふものは加工されたもので、素材といふものは加工されたものでないというふうな解釈でありますならばこれはまさに十九世紀的な素材といふものの考え方であるといふうに私は思うわけです。今日の部品といふものは、この資料を見ましても、單にジュラルミンというようなものでなく特殊合金、いわゆる稀元素、稀有鉱物までを使つた特殊合金の生産工程といふものは、先ほど玉置委員のおつしやつたようなそんな單純なものではないわけであります。私が特殊合金等を含む素材の生産的重要性ということを過日来申し上げますのは、この特殊合金の性能が飛行機の場合においては非常に重要性を持つてゐるということを強調したわけであります。部品についても單純なものがあります。しかもその部品は一つの規格に基いて各航空機共通に使えるものが今日おそらく生産されるであります。従つて部品はことごとくきに当然そういう生産の行き方がとられるであろうといふふうに考へるわけであります。従つて部品はことごとく

ち入つて検査をするという考え方、も  
立そいう闘議裁判が行われたとい  
しますならばこれは生産は運輸省が監  
督する、安全性は運輸省が所管すると  
いう原則とはなはだ遅いことになるわけ  
であります。安全性々々々と言わわれ  
ますけれども、やはり物の生産とい  
ふことは、能率的な生産ということを重視  
しなければならないわけでもあります。  
常に重視しなければならないわけでも  
りますが、そうした生産の問題を考え  
ないで、ただ安全検査ということだけだけ  
を運輸省が考えておられるのではないか  
かといふふうに思ふわけであります。  
私は一つの近代的な工業におきまする  
生産といふものは、やはり一貫した方  
針がなければならぬといふふうに思  
うわけであります。先日例例にとられ  
ました船舶の製造あるいはまた車両の  
製造が運輸省において所管されると言  
つておられますけれども、しかしこの  
問題は今日生産の面においていろいろ  
な障害を来しているということを私ど  
も聞いているわけであります。生産者  
の側から行きますれば、はなはだ迷惑  
千万な問題であるとさえ言われている  
わけであります。そこで一つのそうし  
た生産の面において考えますときには、  
航空機製造工場といふものが一体どこ  
までが航空機製造工場であるかとい  
ふことを考へなければいけないと思ふの  
です、航空機に必要な一切の構成部品  
等を製造する工場は、すべて航空機を  
製造する工場であるといふふうに考え  
られるのかどうか、その点を一応承り  
たいと思います。

長官からお答えがあつた通り十條の問題を見ましても、「航空府長官は、第項の申請があつたときは、当該航空機の強度構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上に基準に適合するかどうかを検査し」というふうな、そんな危険な耐空試験は出せないのであります。要するに「製造の過程において」というこの次の次にあります「過程」ということは、これは部品にまで及ぶということは航空機製造に携わつて来た人の常識でもあります。いろいろな機械工業にしまして、造船技術にいたしましても、でき上つた鉄板一つを見ましても精確に調べ、その強度がどうであるかとどうような検査までもしなければ、はつきりしてこの部品が航空機に適合するかどうかといふことの確認はつかめないであります。ことに航空機などといふものは、数万箇の部品の総合的組立てによつてなされるものであります。部品の強度、あるいは性能その他すべてに確信を持たなければ航空機の安全性といふものを保証するわけには参らがないであります。同時にまたただいま生産の能率といふことを考えなさいで、單に安全性のみを考えているんじやないかといふ御質問であります。私はもちろん能率といふことも考えなければなりません。多量生産といふことも考へなければならない。しかしながら車両人命に関する航空機においては、第一に安全性である。その次にいわゆる多量生産である。安全性のないものをいかにたくさんつくつとくる

で、これは航空機のほんとうの使命達成した航空機とは申されないのであります。私たちにはます安全性といふことから考えますと、この部品の検査証明とはならないと私は考えをやつて、そうして確証を得て、そ組立てによる航空機に対し耐空記録を出すということでなければ自信の検査証明とはならないと私は考えます。それからまた航空機製造といふのは、どこまでがどうで、どこまでどうだといふ話であります。先ど私が申し上げました通り、そういうことを考えますのがゆえに、当初にきましては、航空機は製造検査一本なればならないといふことを私たちは申して来た。加藤委員の考えておられる通りでございます。これはやは今日なお私たちは航空機に関する行為は一本であることが理想的だといふ考え方は何らかわつていいのであります。

る。らあし われすとをか上 官点よ闇ま品庭うり論てて もと。やらこて室が

○ 加藤（鎌）委員 合致しているとおつしやつても、これは法律家でなければ御答弁できないかもしないけれども、第二條に航空機といふものについて定義があります。それから第十條六項に「当該航空機」というようになつております。そこで航空機の生産といふものがおのずから明らかになつておつて、部品といふものは航空機ではないと二條で規定してあつて、航空機製造工場といふものの範囲の中には、部品の製造といふものに入らない。また第十條六項の「当該航空機」というものの中には部品は加わらない。そこで第十條六項、七項の検査の規定は「当該航空機」についての検査が行われる場合のいろいろな規定であります。その場合に佐々木政務次官は部品にまで入つて検査をしなければ安全性が保障されないとおっしゃいますが、しかしながらこの第十條の全項を通覽しまして、そういう検査を部品にまで行つてもいいという條項がどこにもない。専識的にそういうふうに考へるという意味にしかとれないわけです。佐々木政務次官なり大庭航空長官はこの法文のどういう解釈によつて検査ができるというふうにお考えになりますか、その点をお伺いしておきます。

うに考えておられます。そうした考えをもつておりますので、今日私といたしましては部品の総合的な組立てによる航空機という考え方を持つております。なおいろいろ意見の違いもありますしもうが、このことにつきましては、法文と私たちの申し上げておることは決して相違をしていない、こういうふうに考えております。

○尾崎(末)委員 関連して質問したく思います。関連質問で今の点をはつきりいたしておきたいと思うのでありますから、あらためて御答弁をお願いしたいのです。いわゆる四月二十五六日の閣議決定の一、二、三、四、五、六、七に関する問題に関しましては、実はこういう委員会等であまり發言をしたくないのです。ということは、先日運輸委員会におきましたので、野党の諸君から閣議決定云々といふことは与党間のことであつて、われわれ野党には関係ないのだ。こういうことで私自信がとつらめられましたので、あまり言いたくないのでありますけれども、この閣議決定を例に引いて申しますならば、——例に引いて申しますならばという前提で、今問題はこういうことになるのではないかといふことを御質問申し上げてみたいのであります。この閣議決定の三の(イ)のところに、生産技術検査は通産大臣の所管とし、(ロ)安全性検査は運輸大臣の所管とする、こうなつておりますが、生産技術検査というのは何をさすか、安全性検査というのは何をさすのか、これをはつきりすれば、この問題は当然論議の余地のなくなることはもとよりであります。そこでこの問題がどうから出て来たかと申しますと、国際空

間国際空條約の附屬書八の第三章三・一・二、これから出て来ておるようであります。これは條約の第十三條C項によりまして、日本は国際民間航空機条約を嚴守するといふ約束を結んでおるのありますから、これから出て来ておることは当然であります。そこでこの附屬書八の第三章の三・一・二をひとつ読んでみます。「航空機がすべての重要な点で承認済の設計に合致しており、またその製造及び組立が良好であることを決定するためには、その国が承認した検査制度に従つて製造工程中に航空機を検査しなければならない。」これが安全性検査なのであります。これは私は専門家にただしたのであります。が、法文の上から見ましてもはつきりすることだと思います。国際民間航空條約の第三十一條に、航空機はその国が認めた耐空証明書がなければ飛行してはならない。こう限定している。これが前提となつて国際民間航空條約の附屬書第八号の第三章、これにかかるて来ておるようであります。従つて閣議決定を引いたします。ならば、この閣議決定第三項の(イ)と(ロ)の生産技術検査と安全性検査とこななりますと、製造工程中における検査は安全性検査に入つておることはきわめて明白であります。この点ひとつそうであるかどうか、政府当局にも御答弁願いたい。

術が未熟なるがゆえに検査をする、こういうことになりますよう。しかしながら検査する人自体が技術が未熟でありますならば、それは何にもならない。ただ検査のために意見が食い違つて、しかも二重検査によつて行われるときに検査する人の間の意見が食い違つて荏苒日を送る、非常に非能率になるという問題が今後しばゝ起ると思いますのでこの問題は政府当局においても十分考えてもらわなければならぬ問題であると思います。いたずらにお役所のセクト主義によつてなわ張りや争いをせらるべき問題でない。同じ政府の間でこの仕事はこちらへよこせとか、おれの方のものだとかいつて争うべきものではない。いわゆるセクト主義からそうした争いをいたずらにすることを厳に慎んでもらいたいということを申し上げたいのでござります。

○大庭政府委員 先ほども御説明申しました通りに、閣議決定できました線といふものははつきりしているわけあります。従いましてその線の範囲内において運輸省が実施する、またその範囲を厳守するということには何らかわりがなく、私もこれについてきめられた以上今後それに従つて努力して行きたいと考えているわけであります。さよう御了承願います。

○加藤(總)委員 大庭長官は通産省の検査官に協議して立ち入るというように御答弁になりましたが、この点は少しおかしいのではないかと思います。

航空厅長官がみずから指揮監督する職員に対して協議するということはどういうことになりますか。指揮監督されるものが協議を受けるということは理論上からも實際上からも成り立たないではないかというふうに思いますが、その点はどうですか。

○大庭政府委員 航空機の製造工場がどういうものであろうが、それの総体的な監督は閣議決定によりまして通産省側にあると私たちとは考えているわけであります。従いまして通産省の検査官といふものは二重人格者なんんでありますて、一忯私どもの運輸省が実施する面は安全検査という面だけであります。従いましてその検査官の監督上立ち入る場合には二重人格者ではあります、通産省側の検査官の立場といふものを尊重いたしまして、それと協議するという建前をとつてやつて行きましたいというように、二重人格者であるためにそういうような問題が起るかと思ひます。

きりしない。あなたが指揮監督をられ

す。

におひて一重監督の弊害を説いて不滿

卷之三

○大庭政府委員 先ほども御説明申しました通りに、閣議決定できました線といふものははつきりしているわけであります。逆へましてそつくり選用

からしい」でも、それは協議にはならないと思います。それからまた法文には、通商産業省に協議するということ

ば、協議するといふこの意味がわかるのですが、あなたが過日も言われましたし、先ほども言われました通産省の

なる航空機事業の発展を期せられないというふうに考えておるわけであります。そこで最後に一点通産省側に承り

しては、それらは機械工業でございま  
すから、一本にするのが何かと便宜に  
なることが多いと存じております。

かわりがなく、私もこれについてきめられた以上今後それに従つて努力して行きたいと考えているわけであります。さよう御了承願います。

に御答弁になりましたが、この点は少しおかしいのではないかと思います。航空局長官がみずから指揮監督する職員に対して協議するといふことはどういふことになりますか。指揮監督されるものが協議を受けるといふことは理論上からも實際上からも成り立たないではないかといふふうに思います。が、その点はどうですか。

○大風頭形監督 航空機の製造工場がどういうものであろうが、それの総体的な監督は閣議決定によりまして通産

省側にあると私たちは考へてゐるわけ  
であります。従いまして通産省の検査  
官といふものは二重人格者なんであり

まして、一応私どもの運輸省が実施する面は安全検査という面だけであります。並、まことにこの検査の結果に

す。従いましてその検査官の監督上立ち入る場合には二重人格者ではあります、通産省側の検査官の立場という

ものを尊重いたしまして、それと協議するという建前をとつてやつて行きたいというようだ、二重人格者であるた

めにそろしうような問題が起るかと思  
います。

きりしない。あなたが指揮監督をされ  
る通産省の検査官に協議するといふこと  
は、どうもりくつからいつても実際  
からいつても、それは協議にはならない  
と思います。それからまた法文に  
は、通商産業省に協議するということ  
になつております。あなたは検査官に  
協議するとおつしやいましたが、あなた  
のおつしやつた通り、検査官に協議  
するのか、通産省に協議するのか、そ  
の点をはつきりしていただきたい。

○大庭政府委員 本件に関しましては  
航空法の通りでありますと、細部につ  
きましては、運輸省と通産省側におき  
まして、十分に御意思に沿うように覚  
書をつくりまして実施したい。先ほど  
ど、また先日申しましたことは、その  
覚書を両方で今後実施して行こうとい  
きましては、覚書を交換いたす際に十  
分検討いたしまして御趣意に沿うよう  
に実施して行きたいと思います。

○加藤(鎌)委員 今おつしやつたこと  
でわかりました。そうすると検査官に  
協議して立ち入るということは誤りで  
あつて、通産省に協議するということ  
ですか。直接受検査官に協議するとい  
ふことはないわけですか。

○大庭政府委員 法文の條項はそくな  
ついていますが、それが現場同士でいろ  
いろ話あることで、また実施する面  
において急速に必要な場合も起きるの  
ではないかと考えられるわけですが、  
たいと考えているような次第であります

○加藤(鎌)委員 今あなたが御答弁し  
なつたようなやり方でありますな  
ば、協議するといふこの意味がわから  
ないのですが、あなたが過日も言われます  
たし、先ほども言われました通産省  
検査官に協議するということでは、こ  
れは協議にならないと思うわけです。  
今緊急の場合もあるとおつしやいまし  
たけれども、緊急な場合と申しまして  
も、やはり法の建前は守らなければなら  
ないのではないかと思います。そぞろに  
した緊急の場合とということで、何か一  
つの権限の拡張をやるといふような、  
いわゆるセクト主義がこういらところ  
にも現われて参りますならば、結局運  
輸省と運輸省との間がうまく行かな  
いうことにもなつて来ると思うわけ  
であります。私は、この法律の條文は  
明確に守つてやつてもわななければ運  
輸省と運輸省との間がうまく行かない  
といろくな問題が起るのではないかと  
思います。今まで運輸省側がいるとい  
行政を運輸省でつかさどつてあるとい  
うことを例にとられました。私は、「  
の船舶、鉄道といふものと、飛行機と  
いうものはおのずから明らかな区別  
があると思うわけであります。この素  
材にいたしましても、部品にいたしま  
しても、非常に高性能を要する飛行機  
に使うものと、船舶、鉄道に使うもの  
とは違ひがあると思うわけであります。  
そういう点で今後の飛行機の素材の  
生産あるいは部品の生産の問題は、  
やはり生産行政を従来つかさどつて來  
た通産省がやることが妥当ではない  
か、そしてまたそれを生産する過程

において二重監督の弊害に陥つて不率になつたり、また生産者に非常な感をかけるということになつては円なる航空機事業の発展を期せられなといふに考へておるわけでありとす。そこで最後に一点通産省側に承たることは、最近船舶、鉄道車両の生産行政が運輸省に一元的にあることについて、生産者側からいろいろな意見を聞いております。私ども直接聞いておられます機械局長として、この場合もありますので、おそらく通産省としても聞いておられるのではないかと思ひますが、特に機械工業を主管しておられます機械局長として、こういう船舶、鉄道車両の生産行政の方々について、業界にこれでは困るという意見があつたかどうか。あるいはまた機械局長としてはどういうふうに考えられるかといふ点について承りたい。

なく機械行政を担当しておる一局の長としてどう思うかということをお尋ねでございましたが、われわれの希望としては、それらは機械工業でございますから、一本にするのが何かと便宜になることが多いと存じております。○如藤(謙)委員 私の質問は大体これで終りますが、今まで船舶の生産行政が運輸省に一元的に持たれておるという問題は、明治以来の慣例であるといふお話をございましたが、私が先ほど申上げました点もその点を指摘いたわけであります。前回の村上運輸大臣の見解にしましても、先ほどの佐々木政務次官の見解にしましても、私は今日の新しい精密工業に対する認識が足りないというふうに考へるわけであります。素材から部品、それらものが今日は最も良質な非常な高性能なものでなければ、近代的な機械工業というものは成り立たない。ことに飛行機の場合におきましては何か素材というものが單純なもので、部品あるいは組立品が複雑な工程である、むずかしいものであるという考え方が私は根本的に間違つておると思う。申し上げるまでもなく、飛行機の素材といふものがいかに重要なものであるかということは今日常識的に考えればわかるところでございます。しかもそれが他の産業と貫した一つの素材として、あるいはまた部品についても他の産業といろいろな面で関係して来るものでござります。それで、他の産業の場合には通産省が所管する、飛行機の部品に限つては運輸省が所管する。今日は所管にはなつておりますけれども、所管をしたいといふ運輸省側の強い希望が出ておりますが、そういう考え方では、日

本において新しい航空機工業にしましてその他のこれからいろいろと起つて参ります高性能を必要とするところの工業生産にしても十分指導監督あるいは育成する行き方にはならないと考えるわけあります。所管争いをして、二重監督をやつて、いよいよ複雑にして生産者を困らせるという結果に陥ると思う。この古い十九世紀的な考え方をやめさせていただいて、政府が一つの政府として共同の責任を負う。自分が所管でなければ自分の方は責任が負えないという考え方ではなくして、共同の責任の上に立つて将来航空機製造事業の発展並びに航空事業の発展のために努力してもらいたいということを私は強く希望するのであります。私はいろ／＼な点で閣議の裁定の問題を質問しましたけれども、これは私の閑知するところではありません。閣議裁定にこだわつて、その閣議裁定が非科学的な妥協の上に立つてとられたならば、将来この航空機事業の上において非常に誤解しておられるようになります。セクションの方でありますので私の考え方を上げてみたいと思います。セクションナリズムで、運輸省がしなければならないというようなことを私たちは決して一回も言つたことはないのです。要するに航空機の製造運航は、どこの省でもよいから一本にしなければならないというのが私どもの考え方であります。決してセクションナリ

ズムではありません。それからたゞいま機械工業に対する御発言がございましてが、これとても政府が同じ政府であるならば、通産省で製造しなければならない、機械精密工業としてあるものができないという考え方では、二重監督をやつて、いよいよ複雑にして生産が上らないかどうかといふことについては私は疑問を持っています。その設備と技術と、あるいは資金の面において総合的な生産が確立されたならば、通産省であろうが運輸省であろうがどちらにおいても、同じ政府のもとにおいては、こういうことが考えられるのだと思います。航空機に對しまして、ただ單に運輸省にしたいからという考え方ではあります。私は自分のことを言つては失礼ですが、私はどこでも同じふうに考えておきたいと思います。同時に、航空機の製造過程だけが形がわかつて、両省の共管になることに対する意見は、私は運輸省か通産省かと言われる限界になつて発言して参つたのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程についていると思います。同時に、航空機はどちらも少しおかしいと思うのですが、一体物の生産はどこでやつておりますか、これは通産省がやつておるわけで、一本にしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程においては行政部面を見ましても、運航する責任者が製造の責任を持つて来たので、一つにしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程においては、今日かわつたことについて、今日は、今日かわつたのであります。戦争中における軍需省といふものも、これは今の通産省の建物であります。軍が飛ばすから軍が責任を持つて製造し、軍が責任を持つて検査して来たのであります。航空機の今までのあり方は、必ずしも一貫してやつてやられて来たと私は考えております。

○佐々木(秀)政府委員 佐々木政務次官の発言はどうも少しおかしいと思うのであります。どこの省でもよいから一貫してやつておられます。私は通産省がやつておるわけで、この点をはつきりしておかなければなりません。私は通産省委員だから通産省の肩を持つわけではございませんが、航空機のようなら多角的な非常に高度な総合工業は、やはりその全生産過程においてその生産を所管する省が責任を負うべきである、またそななければ将来日本が航空機を多量に生産する場合に申し上げてみたいと思います。セクションナリズムで、運輸省がしなければならないというようなことを私たちは決して一回も言つたことはないのです。要するに航空機の製造運航は、どこの省でもよいから一本にしなければならないというのが私どもの考え方であります。決してセクションナリ

ズムではありません。それからたゞいま機械工業に対する御発言がございましてが、これとても政府が同じ政府であるならば、通産省で製造しなければならない、機械精密工業としてあるものができないという考え方では、二重監督をやつて、いよいよ複雑にして生産が上らないかどうかといふことについては私は疑問を持っています。その設備と技術と、あるいは資金の面において総合的な生産が確立されたならば、通産省であろうが運輸省であろうがどちらにおいても、同じ政府のもとにおいては、こういうことが考えられるのだと思います。私はどこでも同じふうに考えておきたいと思います。同時に、航空機の製造過程だけが形がわかつて、両省の共管になることに対する意見は、私は運輸省か通産省かと言われる限界になつて発言して参つたのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程についていると思います。同時に、航空機はどちらも少しおかしいと思うのですが、一体物の生産はどこでやつておりますか、これは通産省がやつておるわけで、一本にしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程においては行政部面を見ましても、運航する責任者が製造の責任を持つて来たので、一つにしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程においては、今日かわつたことについて、今日は、今日かわつたのであります。戦争中における軍需省といふものも、これは今の通産省の建物であります。軍が飛ばすから軍が責任を持つて製造し、軍が責任を持つて検査して来たのであります。航空機の今までのあり方は、必ずしも一貫してやつてやられて来たと私は考えております。

○加藤(鑑)委員 佐々木政務次官の発言は、どうも少しおかしいと思うのです。どこの省でもよいから一貫してやつておられます。私は通産省委員だから通産省の肩を持つわけではございませんが、航空機のようなら多角的な非常に高度な総合工業は、やはりその全生産過程においてその生産を所管する省が責任を負うべきである、またそななければ将来日本が航空機を多量に生産する場合に申し上げてみたいと思います。セクションナリズムで、運輸省がしなければならないというようなことを私たちは決して一回も言つたことはないのです。要するに航空機の製造運航は、どこの省でもよいから一本にしなければならないというのが私どもの考え方であります。決してセクションナリ

ズムではありません。それからたゞいま機械工業に対する御発言がございましてが、これても政府が同じ政府であるならば、通産省で製造しなければならない、機械精密工業としてあるものができないという考え方では、二重監督をやつて、いよいよ複雑にして生産が上らないかどうかといふことについては私は疑問を持っています。その設備と技術と、あるいは資金の面において総合的な生産が確立されたならば、通産省であろうが運輸省であろうがどちらにおいても、同じ政府のもとにおいては、こういうことが考えられるのだと思います。私はどこでも同じふうに考えておきたいと思います。同時に、航空機の製造過程だけが形がわかつて、両省の共管になることに対する意見は、私は運輸省か通産省かと言われる限界になつて発言して参つたのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程についていると思います。同時に、航空機はどちらも少しおかしいと思うのですが、一体物の生産はどこでやつておりますか、これは通産省がやつておるわけで、一本にしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程においては行政部面を見ましても、運航する責任者が製造の責任を持つて来たので、一つにしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程においては、今日かわつたことについて、今日は、今日かわつたのであります。戦争中における軍需省といふものも、これは今の通産省の建物であります。軍が飛ばすから軍が責任を持つて製造し、軍が責任を持つて検査して来たのであります。航空機の今までのあり方は、必ずしも一貫してやつてやられて来たと私は考えております。

それから技術上の基準を決定する場合のいろいろな準備をいたしておりますが、これは通産省にできる審議会の意見も聞きまして、その上で永続性のある基準をきめたいと考えておりますが、細部の点につきましては機械局長から答弁いたさせます。

○**佐枝政府委員** 補足してお答えいたします。工業標準化法に基きます規格、これはわれ／＼も航空機製造法の施行につきましては十分利用して行きたいと考えております。ただ標準化法の規定では、規格を強制するという規定はございません。実は私ども最初立案の際、この標準化規格をきめて、これをこの法案の中に識り込んで強制するという規定も考えたのであります。が、いろいろの事情からこれはとりやめて、現在のような形になつております。お話の通り、十分これは活用して行きたい。但し強制規定もございませんので、これによればわれ／＼の方の法案のある分は不要に期するのではないかという御意見であります。そういうことはございません。製造法の施行準備につきましては、お話の上に公布の日から発行する建前であります。おそらく九月の終り、ある分は十月過ぎに完全に施行されることになると思います。特に製造修理、それの設備方法あるいは検査の設備方法、そういった技術上の基準と、いう点に重点を置いて、日下せつかく施行準備をしておる次第であります。

○**岡村委員長** 本日はこの程度にとどめ、次会は来月二日午前十時より開会いたします。

午後零時三十二分散会  
本日はこれにて散会いたします。

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 廉